

**生殖補助医療技術に関する
専門委員会について**

①生殖補助医療技術に関する専門委員会の検討経緯

【検討方針】

第三者の配偶子提供や代理母等生殖補助医療技術にかかる安全面、倫理面、法制面における諸問題について論点を整理する。

論点の内容に関して専門家はもとより広く国民の意見を聞くため、意識調査を実施する。

意識調査の結果を踏まえ、各論点ごとに集中的な議論を行い、2年以内を目途に委員会としての意見を取りまとめる。

【作業スケジュール】

平成10年

10月21日 第1回専門委員会

12月3日 第2回専門委員会

- ・生殖補助医療技術の現状と安全性について議論
- ・今後の本委員会の進め方と主な検討項目について決定
- ・意識調査の調査票の検討、完成

平成11年

2月～3月末 意識調査実施・意識調査結果集計

2月4日 第3回 多胎・減数手術について

3月11日 第4回 特別講演会「ヨーロッパの生殖補助医療の現状と法制度」

5月6日 第5回 精子・卵子・受精卵の提供について

6月22日 第6回 多胎・減数手術、精子・卵子・受精卵の提供について

7月23日 第7回 多胎・減数手術、精子・卵子・受精卵の提供について

10月5日 第8回 有識者からのヒアリング（宗教関係者）

10月15日 第9回 有識者からのヒアリング（患者等）

11月19日 第10回 有識者からのヒアリング（法律関係者）

平成12年

1月26日 第11回 有識者からのヒアリング（医療関係者）

2月29日 第12回 精子・卵子・受精卵の提供

3月27日 第13回 //

4月13日 第14回 有識者からのヒアリング（日本弁護士連合会）

ワーキンググループによる議論（4/18、4/25、5/1、5/16）

6月6日 第15回 ワーキンググループたたき台の報告・議論

7月11日 第16回 ワーキンググループたたき台の議論

7月25日 第17回 //

8月3日 第18回 //

8月31日 第19回 //

9月12日 第20回 //

9月26日 第21回 イギリス受精・胎児問題管轄局長との意見交換

10月3日 第22回 ワーキンググループたたき台の議論

10月17日 第23回 報告書案（報告書案の一部を事務局より提出）の議論

11月1日 第24回 //

11月12日 第25回 報告書案（報告書案の全体を事務局より提出）の議論

11月28日 第26回 //

12月5日 第27回 //

12月12日 第28回 //

（12月22日 厚生科学審議会先端医療技術評価部会への報告書案の報告）

12月26日 第29回 報告案の字句等の修正

12月28日 最終報告書とりまとめ。

② 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療 のあり方についての報告書の概要

※ この概要ペーパーは、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」の内容を、「生殖補助医療技術に関する専門委員会」事務局（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課）において要約したものである。

1. 各非配偶者間生殖補助医療について

(1) 非配偶者間生殖補助医療を受ける条件について

- 子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限る。

(2) 各非配偶者間生殖補助医療等の是非について

- それを受けなければ妊娠できない夫婦に限って、以下の提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療（非配偶者間生殖補助医療）を受けることを容認する。
 - ① A I D（提供精子による人工授精）
 - ② 提供精子による体外受精
 - ③ 提供卵子による体外受精
 - ④ 提供胚の移植
- 代理懐胎（代理母・借り腹）
人を専ら生殖の手段として扱い、また、第三者に多大なリスクを負わせるものであり、さらには、生まれてくる子の福祉の観点から望ましくないため禁止する。

(3) 精子・卵子・胚を提供する条件等について

① 精子・卵子・胚の提供者の条件

- 精子提供者は、満55歳未満の成人とする。
- 卵子提供者は、既に子のいる成人に限り、満35歳未満とする。

② 精子・卵子・胚の提供に対する対価

- 精子・卵子・胚の提供に係る金銭等の対価の授受を禁止する。ただし、精子・卵子・胚の提供に必要な実費相当分については提供者に支弁してもよい。

③ 精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持

- 精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とする。

④ 兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供（③の特例）

- 他に提供者が存在しない場合であって、十分な説明・カウンセリングが行われ、金銭等の対価の供与がなく、子の福祉や提供者に対する心理的な圧力の観点から問題がないと公的管理運営機関が認めたときに限り、③の特例として兄弟姉妹等の匿名性が保持できない者からの精子・卵子・胚の提供を認める。

⑤ 書面による同意

- 非配偶者間生殖補助医療の実施及びそれに用いる精子・卵子・胚の提供に際しては、事前に当事者夫婦の書面による同意を得なければならない。

⑥ 十分な説明の実施・カウンセリングの機会の保障

- 非配偶者間生殖補助医療の実施及びそれに用いる精子・卵子・胚の提供に際しては、当事者夫婦に対して十分な説明を行い、カウンセリングの機会を保障しなければならない。

2. 規制方法及び条件整備について

(1) 規制方法

- 以下のものについては、罰則を伴う法律による規制を課す。
 - ・ 営利目的での精子・卵子・胚の授受・授受の斡旋
 - ・ 代理懐胎のための施術・施術の斡旋
 - ・ 職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩すること
- 上記を除き、1. の結論については、罰則を伴う法律による規制の対象とはせず、法律に基づく指針等規制の実効性を担保できる他の形態の規制を課す。

(2) 条件整備

① 親子関係の確定

- 以下の内容を法律に規定する。
 - ・ 非配偶者間生殖補助医療により子を出産した者を、その子の母とする。
 - ・ 妻が夫の同意を得て、非配偶者間生殖補助医療により出産した子は、その夫の子とする。
 - ・ 精子・卵子・胚の提供者は、非配偶者間生殖補助医療により生まれた子の父母とされない。

② 出自を知る権利

- 非配偶者間生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子に係る精子・卵子・胚の提供者の個人情報のうち、提供者を特定できず、かつ、提供者がその子に開示することを承認したのを知ることができる。
- 非配偶者間生殖補助医療により生まれた子は、結婚した場合に近親婚とならないことの確認を求めることができる。

③ 非配偶者間生殖補助医療を行う医療施設の指定

- 公的審議機関の意見を聴いて国が定める基準により、国が指定した医療施設でなければ非配偶者間生殖補助医療を行うことはできない。

④ 非配偶者間生殖補助医療の実施に関わる体制の整備

- 各生殖補助医療の利用に関して、必要な提言を行う公的審議機関を設ける。
- 非配偶者間生殖補助医療の実施に関する管理運営を行う公的管理運営機関を設ける。

3. 実施時期等

- 本報告書の結論を実施するために必要な制度の整備が遅くとも3年以内に行われることを求める。
- 上記の必要な制度の整備がなされるまでは、AID（提供精子による人工授精）以外の非配偶者間生殖補助医療は実施されるべきでない。
- 本報告書において容認することとされた非配偶者間生殖補助医療の実施の開始から一定期間経過後に、その実施状況やその時点における国民世論等を勘案しつつ、非配偶者間生殖補助医療のあり方（特に「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」及び「出自を知る権利」）について必要な見直しを行うべきである。

③ 厚生科学審議会先端医療技術評価部会
生殖補助医療技術に関する専門委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属
石 井 美智子	東京都立大学法学部教授
石 井 ト ク	岩手県立大学看護学部教授
加 藤 尚 武	京都大学文学部教授
高 橋 克 幸	国立仙台病院名誉院長
辰 巳 賢 一	梅ヶ丘産婦人科副院長
田 中 温	セントマザー産婦人科医院院長
※中 谷 瑾 子	慶應義塾大学名誉教授
丸 山 英 二	神戸大学法学部教授
矢内原 巧	昭和大学名誉教授
吉 村 泰 典	慶應義塾大学医学部教授

※は委員長